

EC環境立法の展開と共通意味世界の構成：社会構成主義の観点から *A Constructivist Understanding of the Development of EC Environmental Legislation*

白井 陽一郎*

はじめに

本稿は、EC環境立法の展開を社会構成主義 (social constructivism)¹の一観点から理解しようとする試みである。この観点からすると、EC環境法のテキストはたんに加盟国レベルとECレベルとの権限関係を示す文言ではない。また加盟国に与えられた法的義務のリストでもない。それは共通意味世界の創造を志向したディスコース (Discourse) の一形態であり、環境規範に関するさらなる (他の形態の) ディスコースを誘発する契機である。こうした環境ディスコースの集積を通じて、環境統治 (environmental governance) を可能にする共通認識枠組み (frame) が生成していく過程——共通意味世界の創造過程——が、社会構成主義の観点から見た環境立法展開過程である。このような観点から環境立法の展開を記述しようとするとき、環境ディスコースの再生産と環境統治フレームの定立の双方を支える諸制度が想定されるが、本稿はそこにレジーム (Regime) の概念を読み込む。社会構成主義の観点から見たEC環境立法の展開とは、こうして、環境ディスコースの集積を通じた環境統治フレームの形成と変容であり、この展開過程は、以下本稿において、共同市場レジームへのパラサイト・レジームからエコ・システムを志向した独立のレジームへの展開として記述される。

第1章では、社会構成主義の観点について説明し、新制度主義との比較を通じてその狙いを明確にするとともに、本稿の提示する概念枠組みの意義について議論する。次に第2章で、ディスコースの概念を法ディスコースと政治ディスコースとに差異化し、両者を媒介するディスコースとして、EC環境法のテキストを特徴づける。最後に第3章において、以上の概念枠組みをもとに、とくに汚染防止と自然保護の二つの領域に対象を限定し、EC環境立法の展開を跡づける。

¹ この概念の訳語に関して、拙稿「EC環境レジームの形成と欧州司法裁判所の役割：社会構成主義の観点から」『経済社会学会年報』第24号、37頁、注12を参照。

*USUI, Yoichiro [情報文化学科]

なお、EUとは三つの柱から構成され、ECはその第一の柱（The First Pillar）をなす。最近のEU研究は、煩雑さを避ける意味もあり、EUの呼称ですべて統一する傾向にある。しかし本稿がEU全般にわたる事柄を論ずることは少なく、その主たる対象である環境立法は、第一の柱のEC条約に根拠をもった立法であることから、本稿ではEUとECを区別して用いることにする。

1 社会構成主義による概念枠組み

1.1 共通意味世界の形成：ディスコース・レジーム・フレーム

ある社会現象の記述には、無限の事実のうち何が物語るに足るかの選択がともなう。その意味で、社会現象の記述にはかならず、ある何らかの存在論レベルでの観点が前提される。記述における選択のための存在論的観点は、ある研究において暗黙のものとされている場合もあれば、意識的に反省されている場合もある。いずれにしろ、この観点こそが記述のための概念枠組みの土台となる。本稿はそのような存在論的観点として社会構成主義を参照する。社会構成主義とは、対象を分析するための理論枠組みそのものではない。枠組みの形成を方向づけるメタ理論である²。そこでは、利益やアイデンティティの形成における相互主観性が強調され³、政治過程における理念、価値、規範そしてこれらに関するディスコースの役割に光が当てられる⁴。

ディスコースの概念は、広く人文社会科学のさまざまな研究分野で散見されるが、その意味内容は多様であり、分野を横断して通用する共通通貨の地位を獲得しているとは言い難い。しかし他方で、この概念に依拠した研究には、言語活動に社会認識および実践の実体を見出そうとする点で、分野の如何を問わず類似の理論指向が見られる。本稿はこの概念を次のように理解する。ディスコースとは何よりも社会行為主体の言語活動であるが、たんなる事柄の陳述ではなく、理論化を指向した対象の記述であり（cognitive statement）、批判的吟味を遂行する限りでのコミュニケーションであり（reflexive communication）、他者に対する当為の要

² このような理解の仕方については、T. Risse and A. Wiener, "Something rotten" and the social construction of social constructivism: a comment on comments', *Journal of European Public Policy*, Vol.6, 1999, p.778を参照。

³ 相互主観性を特に強調する社会構成主義の研究として、たとえばA.C. Arend, *Legal Rules and International Society* (Oxford University Press: 1999), pp.126-142を参照。

⁴ 欧州統合研究における先駆的な研究業績として、T. Christiansen, K.E. Jørgensen and A. Wiener, 'The social construction of Europe', *Journal of European Public Policy*, Vol.6. 1999を参照。

求 (normative assertion) である。このような言語活動における発話行為は、社会実践の源泉になると同時に、それ自体、社会認識の対象となる⁵。

またレジームとは、ある争点領域 (issue-area) における統治を支える社会制度あるいは法制度の集積を意味する⁶。社会構成主義の観点からすると、レジームは、ある争点領域における共通意味世界の相互主観的な構築過程を伴いながら成長する。つまり、環境レジームの形成とは、環境に関する共通意味世界の構築過程である。

この共通意味世界は、ある争点領域における統治のための共通認識枠組み (frame: 以下フレームと記す)⁷として、共有されると捉えられる。ここでフレームとは、行為のコードをなす中核的規範 (環境保護、偽装された保護主義なき環境規制、自然それ自体の価値など)、問題状況を描き出す鍵概念 (汚染、生物生息地、生物多様性、エコ・システムなどの定義) そして問題解決へ向けた行動戦略のための規制原則 (持続可能な発展、環境政策統合、事前防止など)、の三要素の整合的な体系として理解できる。

社会構成主義は、共通意味世界のこのような構築過程が、無数のディスコースの中でもたられられるという事実を重視する。社会的世界 (social world) とは共通の意味世界 (a common meaning world) に他ならず、この意味世界は無数のディスコースの集積の中で絶えず (再)

⁵ ディスコース概念の一般的概説として、D. Howarth, *Discourse* (Open University Press, 2000)参照。広く社会科学においてディスコースの概念が参照されるようになったのには、言うまでもなくハーバーマスとフーコーの業績が大きい。両者のディスコース概念および研究戦略の相違に関して、P. Strydom, *Discourse and Knowledge: The Making of Enlightenment Sociology* (Liverpool University Press, 2000), pp.16-17, 36-45が参考になる。フーコーのディスコース概念を法学・政治学において援用した研究として、A. Hunt and G. Wickham, *Foucault and Law: Towards a Sociology of Law as Governance* (Pluto Press, 1994); J. Keeley, F., 'Toward a Foucauldian Analysis of International Regimes' (1990) *International Organization*, Vol.44, 83-105; C. Muller-Hoff, 'Representations of Refugee Women: Legal Discourse in Europe' (2001) *Law, Social Justice & Global Development (LGD)* 2001(1) <http://elj.warwick.ac.uk/global/issue/2001-1/mullerhoff1.html>を参照。本稿のディスコース概念の理解は、これらの研究に依拠している。

⁶ レジーム概念の古典的な定義は、S.D. Krasner, 'Regimes and the Limits of Realism: Regimes as Autonomous Variables', *International Organization*, Vol.36, 1982を参照。レジームをある争点領域における社会制度として捉える見方は、O. R. Young, 'Rights, Rules, and Resources in World Affairs', in O. R. Young (ed) *Global Governance: Drawing Insights from the Environmental Experience* (The MIT Press: 1997), pp.5-6を参照。また誓約、命令、指導の三つの基本要素に還元してレジームという「制度の集積」を捉えようとする興味深い試みとして、N. Onuf, 'Constructivism: A User's Manual', in V. Kubáľková, N. Onuf and P. Kowert (eds), *International Relations in a Constructed World* (M.E.Sharpe: 1998), p.70を参照。これらの主として国際関係論におけるレジーム概念の彫琢は、単なる国際協力以上リジッドな国際組織以下にあるような状況を概念化しようとした試みである。S. Haggard and B. A. Simmons, 'Theories of International Regimes', *International Organization*, Vol.41, 1987, p.492を参照。他方で、レジーム概念に公式に法制化された状況も加えて、法制化の程度の高いレジームと低いレジームとの間にグラデーションを見出そうとする試みとして、K. W. Abbott, R. O. Keohane, A. Moravcsik, A.-M. Slaughter and D. Snidal, 'The Concept of Legalization', *International Organization*, Vol.54, 2000を参照。本稿で取り上げるEC環境レジームは、最高度の法制度化が達成されているレジームとして捉えられるだろう。

⁷ フレームの概念については、以下の文献が参考になる。P. Strydom, *Discourse and Knowledge: The Making of Enlightenment Sociology* (Liverpool University Press, 2000), pp.59-67; Y. Surel, 'The role of cognitive and normative frames in policy-making', *Journal of European Public Policy*, Vol.7, 2000; B. Kohler-Koch, 'Framing: the bottleneck of constructing legitimate institutions', *Journal of European Public Policy*, Vol.7, 2000.

形成され続けている、と想定するのである。

本稿が提示するレジームの概念は、一方において、共通意味世界を公式に制度化する枠組みであり、他方において、ディスコースの再生産を支える制度の集積である。換言すれば、共同宣言や共同行動計画などの文書によって、共通意味世界を制度化されたフレームとして定立・維持する実体面での制度枠組みであり、また同時に、規範の形成・実行・適用・解釈における公式・非公式の過程を律する手続き面での制度枠組みである。これらは法制化されている場合もあれば、社会制度として非公式なものにとどまっている場合もある。ディスコースに参加するアクターたちは、このレジームを媒介として、さまざまな事柄の意味をめぐる闘争を繰り広げるが、無数のディスコースが織り成すウェブ全体をコントロールすることは誰にもできない⁸。それゆえ共通意味世界の‘社会的’構築過程が問題となる。

以上の存在論的前提および概念構成から、レジームを次のように理解できる。レジームとは、それ自らが制度的に支えるディスコースを通じて、共同行動目標の定立や具体化が進展し、共同行動を律する社会規範が法規範へと進化していくアリーナである。国家間のルーティン的な対話や情報共有の役割を強調しながら、Toopeは社会構成主義的に理解されたレジーム論を次のように説明する。

「レジーム論、とりわけconstructivist的に理解されたそれは、拘束力をもつ法規範がいかにして期待のパターン——それは国家間の協調的な議論や行為の増大を通じて発展してくる——から生じてくるのかを説明するのに役立つ。共同して行う努力、あるいはディベートでさえ、規範へと結晶する意味の共有を引き起こしうる。そのようなレジームに参加する国家は‘学習’するのであり、その学習はたんに自己利益の増大に影響を与えるだけでなく、国家の自己認識やアイデンティティを変えることにさえ行き着くかもしれないのである。」⁹

こうして社会構成主義の存在論に立脚したレジーム論は、共有規範に基礎づけられた共通意味世界の形成を、レジームの発展過程の中に把握しようとする試みである。

ただしこのアプローチは、因果的説明ではなくあくまで記述のための方法である。何ゆえEC環境法が今現にあるようなものになったのか、その要因を特定しようとするのではない。

⁸ 社会構成主義の観点からディスコースを主題とする研究例として、T. Diez, 'Speaking 'Europe': the politics of integration discourse', *Journal of European Public Policy*, Vol.6, 1999を参照。

⁹ S. J. Toope, 'Emerging Patterns of Governance and International law', in M. Byers (ed) *The Role of Law in International Politics*, Oxford University Press, 2000, p.105.

たんにいかにしてそれが発展してきたのかを跡づけようとするだけである。この跡づけの中で、環境という争点領域における中核的規範・鍵概念・規制原則の共通の意味が形成され充実にいく過程、これに光を当てようとする。したがってこのアプローチにとって、加盟国とECレベルの間にどのような権限関係が作り出されてきたかは、あくまで二次的な論点である。主眼とされるのは、レジームの発展とともに構築されていく共通意味世界を描き出し、その構築とともに生じていくレジームの性格の変容を把握すること、これである。後述するように、本稿においてその変容は、共同市場レジームへのパラサイト・レジームから、他の領域の個別レジームに参照規範を提示する独立のレジームへの展開として示される。

1.2 社会構成主義の意義

第一次的に記述を志向するこのような社会構成主義的レジーム論は、広く新制度主義 (new institutionalism) の名を冠せられる研究¹⁰を補完する。後者は、何ゆえある政策が形成されたのか、その要因を諸制度に焦点を当てながら説明しようとする理論であり、その際に、制度の概念をできる限り広義に捉えようとする研究アプローチである。代表的な新制度主義的研究を生み出してきたArmstrongは、その目的を以下のように要約する。

「制度主義研究者 (institutional writers) の中心的な関心は、・・・意思決定過程が形作られる際の諸制度の役割を理解することにある。ここで‘諸制度’とは、機関行為主体 (institutional actors) 間の相互行為を形成し、自らに割り当てられた諸機能へと機関行為主体を方向づけていくような、ルール、規範、信念、レトリック、イデオロギー、手続きとして定義することができる。」¹¹

したがって、一方において本稿が提示する社会構成主義的レジーム論と制度主義とは、制度概念を、法的なものだけでなく社会的なものへも拡張するという点で交差する。しかし他方で、新制度主義の主な狙いは、ある何らかの政策形成 (policy output) をもたらすアクターの戦略的な行為や選好の形成に対して、制度がいかなるインパクトをもたらすかを認識することにある¹²。この点で、新制度主義はアクター中心的な合理主義にチャレンジする理論であ

¹⁰ 新制度主義に関する概説として、G. Peters, *Institutional Theory in Political Science: The New Institutionalism* (Continuum, 1999)を参照。EU研究への適用に関しては、G. Schneider and M. Aspinwall, *The Rules of Integration: Institutional Approaches to the Study of Europe* (Manchester University Press, 2001)が参考になる。

¹¹ K. A. Armstrong, 'Regulating the free movement of goods: institutions and institutional change', in J. Shaw and G. More (eds), *New Legal Dynamics of European Union* (Clarendon Press, 1995), p.167.

¹² この点は、新制度主義の代表的な研究業績であるK. A. Armstrong and S. J. Bulmer, *The Governance of the Single European Market* (Manchester University Press, 1998), p. 220を参照。

ると言える。たとえばArmstrongとBulmerはEC廃棄物処理政策を取り上げた研究において、歴史経路依存性（path dependency）、環境立法の法的根拠選択における機関行為主体（institutional actors）の戦略、そして加盟国とECレベルとの権限関係あるいは機関行為主体間の権限関係などの概念から構成される理論枠組みを用いることで、廃棄物処理政策が何ゆえ今現在にあるような形に発展してきたのかに迫っていった¹³。

このような新制度主義に対して、社会構成主義のねらいは異なった次元にある。社会構成主義は、レジームの発展をいかに記述するかについてのガイドである。敷衍すれば、それは規範構造を内包した共通意味世界の発展という事態に認識価値を示唆するに過ぎず、一つのパースペクティブに過ぎない。しかしレジームの発展過程に対するそのようなパースペクティブに即した事象の記述は、新制度主義の研究がまさに因果的に説明を試みようとする事例を提供するのである。その意味で、このアプローチは制度主義の研究をよりいっそう豊かなものにするという意義をもつ。

さらに加えて、本稿が着目する社会構成主義の存在論は、社会における法のあり方あるいは法の社会的役割に関して、学際的研究を必要とする幅広い捉え方を提示する。第二章で詳論するように、法とはディスコースの一形態であり、そのようなものとして、ある特定の問題状況に関する集合的な意味理解の形成に資する。

あるディスコースが法という形態をとる場合、それが提示する統治のフレーム——中核的規範、鍵概念、規制原則の間の整合的な体系——についての集合的な意味理解は、他の形態のディスコースが提示する場合に比較して、卓越した安定性をもつ¹⁴。この安定性の要因として、さしあたって次の二点を指摘できよう¹⁵。第一に、ある社会において（‘国際’社会も

¹³ *Ibid.* 彼らはその研究を、新制度主義の中の、とくに歴史制度主義として理解している。

¹⁴ それと比較しうるのは、専門家集団（epistemic communities）内の科学のディスコースである。しかし、ある科学のディスコースで彫琢されてきた何らかの概念が、法のディスコースの文脈に移入される場合（たとえば生物多様性や生物生息地など）、双方の意味内容にズレが生じうる。しかもこのズレは、双方のディスコースがともに、ある概念の意味内容について厳密な同一性を形成・維持しようとする傾向をもつゆえ、しばしば科学の客観性と法の首尾一貫性との間に不幸な相互否定的関係が生起する可能性がある。しかしこの点については、他の研究の機会をまちたい。

¹⁵ 社会における法の多様なあり方およびそのさまざまな役割については、言うまでもなく以下の本稿の記述で尽きるわけではない。当然ながら、膨大にして質の高い議論が法学者によって蓄積されている。本稿は、さしあたって、EU法を研究素材とした学際的な研究プロジェクトの構築に資すると思われる以下の文献に依拠した。R. Cotterrell, *Law's Community: Legal Theory in Sociological Perspective* (Clarendon Press, 1995), pp.4-22; M. Finnemore, 'Are Legal Norms Distinctive?' (2000) *International Law and Politics*, Vol.32, pp.699-705; M. Finnemore and S. J. Toope, 'Alternatives to "Legalization": Richer Views of Law and Politics' (2001) *International Organization*, Vol.55, pp.743-758; J. Habermas, *Between Facts and Norms: Contributions to a Discourse Theory of Law and Democracy* (The MIT Press, 1998); M. Zürn and D. Wolf, 'European Law and International Regimes: The Features of Law Beyond the Nation State' (1999) 5 *European Law Journal*, Vol.5, p.272-.

含めて)、あるディスコースが法のテキストあるいは陳述という地位を認められる以上、ある何らかの手続きが前提とされる。たとえ近代以前の非実定的な法であっても、また慣習法であっても、何者かの意志が(神であれ王であれ国民であれ、またたんなる一定範囲の当事者集団であれ)、その手続きを通じて確認されねばならない。すなわち、法という地位をもつある何らかのディスコースは、少なくとも理念的には、誰かの恣意的な意志ではなく、利益者集団の特殊な価値観でもなく、まさにある一定範囲の社会における共通認識の公式な表明であり、何らかの手続き制度に依拠している。このような意味での制度化された共通認識、それがまさに法である。

第二に、法の存在は、行政や司法(あるいはそれと等価の機能を果たす何らかの社会制度)を通じた解釈の再生産に依拠する。その絶えざる解釈を通じて、個々の概念の定義の厳密性と判断における論理の一貫性が、第一次的に指向される。まさにこの点で、法はその長い歴史を通じて、卓越したプロパティを獲得してきた。法はこのプロパティにより、ある何らかの社会関係に関する共通意味理解の安定的継続に、大いに力を発揮する¹⁶。たとえば生物多様性や生物生息地といった概念がいったん法という形態のディスコースの主題となり、法のテキストによって表現されると、今後それは、恣意的な解釈を排し、さまざまな事例において一義的に理解されるよう彫琢され続けていく。しかもその失敗あるいは怠慢は、法という制度そのものの存立を脅かすことになる。それゆえ、その彫琢は法曹者(行政実務者も含めて)の間で尊重されるべきエートスとなる。

さしあたって以上二点からでも、ディスコースを通じた社会的共通意味理解の生成という社会構成主義の主題にとって、法がいかに重要な研究対象であることを示せるだろう。というよりむしろ、法は社会構成主義の主題となることによって、他の形態のディスコースとの相互作用およびその相互作用を通じた統治フレームの形成・変容におけるその独特の意義という、本質的に学際的な研究論点の中心概念のひとつとなる。このように本稿の提示する社会構成主義的レジーム論は、基本的に記述・解釈指向の研究ではあるが、それが描き出す像は、社会の存在態様の理解にとって、本質的に重要な主題を開示していくのである。

¹⁶ とくに、Cotterrellの知見が有益である。Cotterrell, *ibid.*, pp.4-8.

2 ディスコースとしてのEC環境法テキスト

2.1 政治ディスコースと法ディスコース

上述のように、本稿は、ある規範を内包した共通意味世界がディスコースを通じてもたらされてくるといふ存在論的前提に立脚する。無数のディスコースの交換および集積、これが、中核的価値・鍵概念・規制原則の共有を実現していくと捉えるのである。もちろん、このような共有が上手くいかず、ECとしての‘環境’問題およびそれに対する共同行動の確立が停滞するという事態もありうる。しかし、かりにこの共有が生じるとしたら、それはディスコースの絶え間ない交換と集積が可能にしたと理解できよう。ディスコースを通じた統治フレームの形成によってはじめて、環境という争点領域における問題が定義され、その解決のために必要な行動へのコンセンサスが生じうる。環境立法が環境統治のアーキテクチャーをなす以上、したがって、環境立法はディスコースの観点から特徴づけることもできる。EC環境立法とはいかなるディスコースだろうか。

ある集合的決定過程においては、さまざまな公式文書を媒体とするさまざまなディスコースが見出される。EUの制度文脈では、欧州理事会議長総括 (European Council Presidency Conclusion)、理事会決議 (Council Resolution)、理事会共通の立場 (Common Position)、欧州委員会コミュニケーション (COM Document)、欧州委員会共同行動計画 (Common Action Programme)、基本条約、規則、指令、決定、勧告、ECとして締結する国際協定、そして欧州司法裁判所の判決など、公式の制度にそくしていくつかの基本文書をあげられる。さらに加盟国政府の声明、指令を国内実行するための加盟国国内法、そして加盟国裁判所におけるEC法関連の判決など、加盟国レベルで生み出される数々の公式文書も加えられる。

これらの公式文書を通じて表出されるディスコースは、政治ディスコースと法ディスコースの二つに区分できる。言うまでもなく、‘政治的’という形容詞に込められた意味は、利益／権力志向を特徴とする理解の仕方からより規範志向的な認識の仕方まで幅広く、論者ごとに大きく異なる場合が多い。本稿では政治ディスコースを、規範創造をともなう政策目標の設定へと第一次的に方向付けられたディスコースとして定義する。他方で法ディスコースは、法的義務の設定あるいはその不履行特定のための規範解釈へと第一次的に方向付けられたディスコースとして定義する。政治ディスコースは、利益／権力の極大化を追求するための偽装された規範志向を持つかもしれない。また他方で、ある集団の基底的な社会規範や先行する法規範から構成される規範文脈の進化によって制約されるだろう。

政治ディスコースの格好の例として、1990年欧州理事会宣言をあげられる。それによると、

「人類は自然環境の受託者であり、現世代および将来世代の利益のために自然環境の賢明な保護管理 (enlightened stewardship) を為していく義務を持つ。」¹⁷

この義務は、その不履行が司法において判断されうるようなものではない。にもかかわらず、こうしたディスコースは既存の社会規範を反映し、将来法規範として具体化され行く可能性をもつ。またその反響が政治ディスコースとして集積し、EC環境統治の新たな展開を促すような、環境規範の文脈 (normative context) を形成する可能性をもつ。

法ディスコースの例としては、欧州司法裁判所の判例をあげられる。

「域内取引自由の原則は、絶対的なものとして見られるべきではない。そうではなく、それは共同体により追求される一般利益のための諸目的によって正当化されるある一定の制限を受ける。」¹⁸

このADBHU事件では、環境保護を目的とした自由な取引の制限が、EC法の根幹をなす域内取引自由の原則に抵触しない条件が認定された。それは司法の場でのディスコースを構成するゆえ、政治のディスコースとの間に明確に一線を画することができる。

また、同じ主題が異なったディスコースに現れることもある。たとえば環境統合の原則 (the principle of environmental integration) に関するディスコースは、EC条約第6条においても、また1972年第一次環境行動計画の中にも見出せる。前者は、ECの法的義務を特定しているという点で法ディスコースの主題になる。それに対して後者は、いまだ環境立法の法的根拠 (legal base) が存在しない段階で、新たな共同行動戦略の導入を狙った陳述であるがゆえに、第一次的には政治ディスコースの対象となる。

このような理解の仕方は、いわゆるソフト・ローからハード・ローへのグラデーションに符合する。すなわち、法をめぐるあるいは法に関する政治ディスコースは、司法審査の対象になりえない文言・陳述として現れてくるのであり¹⁹、このタイプのディスコースはしたが

¹⁷ Declaration by the European Council on the environmental imperative, Dublin, 25 and 26 June, Bull. EC 6-1990, Annex II, point 1.36, para.20.

¹⁸ Case 240/83 ADBHU [1985] ECR 531, para.12.

¹⁹ この点で、Scottの説明が有益である。J. Scott, 'Shared responsibility and the Community's Structural Funds: a legal perspective', in U. Collier, J. Golub and A. Kreher (eds) *Subsidiarity and Shared Responsibility: New Challenges for EU Environmental Policy*, Nomos Verlagsgesellschaft, 1997. 司法審査可能性 (justiciability)、すなわち司法による法の適用が可能かどうかという基準により、彼女は法と政策の間に明確に一線を引く (*ibid.*, p.156)。またある原則は、司法審査可能な場合とそうでない場合とで意味も性格も異なってくることもあり、前者の場合それは法規範となり、後者の場合政策立案における社会哲学的な原則となる (*ibid.*, p.157)。たとえば補完性原則は、政治ディスコースにおいてローカル・コミュニティのエンパワーメントやトランスナショナルなローカル・ネットワークの促進、そしてEUの連邦化のための原則として論議される場合があるが、他方で法ディスコースにおける補完性はあくまで、EUレベルの立法や共同行動の妥当性を、権限の観点から判定するための原則に過ぎない。

って、勸奨的宣言 (hortatory declarations) などのソフト・ローとしても捉えることができる。しかしある原則あるいは規範に関する文書や文言において、その義務の度合いが強くなり、その内容もますます明確で詳細なものとなっていくにつれて²⁰、法をめぐる政治のディスコースは法ディスコースに近づいていく。こうしてEUの公式文書は、政治ディスコース支配的なもの（欧州理事会議長総括や理事会決議など）と法ディスコース支配的なもの（欧州司法裁判所の判決文など）とに分けられる。またそれに応じて、EUの関わる争点領域も、政治ディスコースが支配的な領域（CFSPなど）と法ディスコースが支配的な領域（競争政策など）に色分けできる。

ただし社会構成主義の観点からすると、このような概念上の差異にもかかわらず、双方のディスコースともに、共通意味世界の構築過程に寄与しうる。相違は、その寄与のあり方に関する双方のディスコース固有のスタイルおよび論理に見出される。政治ディスコースは、法ディスコースと比べてより自由にかつプロアクティブにある争点領域の規範形成に寄与しうるが、その影響力は弱い。法ディスコースは、飛躍的な議論の展開に慎重であるが、法の支配というより高次の価値が共有されている限りにおいて、着実に影響力を発揮する。いずれにしろ、ディスコースの概念を引き合いに出す社会構成主義のパーспекティブは、こうして、レジーム形成におけるソフト・ローの役割に光を当てるといふ点で意義をもつのである。

2.2 媒介ディスコース

以上のような理解に基づいて、本稿はEC環境立法の個々の法テキストに政治・法双方のディスコースが交差している点、これに着目する。EC環境立法は、EC条約6条、174、175、176条、95条3項といった基本条約上の条項を基礎として、規則・指令・決定という第二次立法、そしてECとして調印される国際環境協定から構成される（この場合、上記の「決定」という形態でEC法化される）が、これらEC環境立法は、政治ディスコースと法ディスコースを媒介するディスコースとして捉えられる。

EC環境立法は法ディスコースの領域として、他の既存のEC法の集積（アキ・コミュニテールと呼ばれる）、加盟国の国内法秩序そして既存の国際法規範などと結びつきながら、司法審査の対象となりうる法的義務を加盟国に特定しようとする。また政治ディスコースが展開さ

²⁰ この点についてはレジームの法制化 (legalization) に関する国際法と国際関係論の間の特筆すべき共同研究である以下の文献を参照。Abbott et al., *ibid.*

れる場として、EC環境立法の個々のテキストは公共問題の集会的認識を示し、政策目標を設定し、勧奨的な形で統治原則を提示していく。こうした媒介ディスコースは、国益の観点から自らの選好を実現しようとする加盟国間の妥協の産物という側面をもちながらも、環境という争点領域における規範志向的な共通意味世界を形成しているという部分をもつ。

このように、個々の法テキストの中に政治ディスコースと法ディスコースを織り込まれた個々のEC環境立法のテキストは、政治ディスコースの典型である欧州委員会のCOM Documentsや法ディスコースの典型である欧州司法裁判所の判決など、他の環境規範ディスコースを誘発していく。そしてそれらのディスコースの総体において——誘発するディスコースもされるディスコースもあわせて——ECとしての環境統治フレームが形成されていく。EC環境立法のこうした理解に基づくとき、その展開は、たんに加盟国に対するEUレベルからのコントロールの増大あるいは減退といった権限闘争の側面からではなく（つまりEUが政府間協力的なものなのかあるいは連邦に向かうものなのかといった二分法的問いに囚われることなく）、‘EU’として‘環境’という争点領域を具体的に作り上げ、EUにおいて環境親和的な価値が共有されていく過程という側面から検討していくことが重要になる。本稿はこうして、政治的なものと法的なものとを媒介するディスコースの集積の中で、統治フレームの重要な部面が形成されてくるという理解に基づき、このフレームの形成に、EC環境立法の発展を読み込んでいく。そして、これらディスコースと統治フレームとを支えるレジームの性格がいかに変容してきているのかを探っていく。

3 エコ・システム志向のホリスティック・レジームへ

本章は以上の概念枠組みに立脚しつつ、汚染防止と自然保護の二つの領域に対象を限定した上で、EC環境立法の発展を概観する。この限定は、この二つのサブ・レジームにより良く共通意味世界の‘プロアクティブな’展開を読み取れることによる。

3.1 EC環境立法の基本的特徴

周知のように、1987年の単一欧州議定書まで、EEC条約（現EC条約）には環境に関する共同行動を規定した条項が存在しなかった。にもかかわらず、1972年の第一次環境行動計画²¹

²¹ Programme of Action of the European Communities on the Environment, OJ 1973 C112/3.

以来、明らかに環境保護を狙った立法が行われてきた。1987年以前に‘実質的な’環境立法の法的根拠 (legal base) となっていたのは、共同市場の設立をうたったEEC条約100条 (現EC条約94条) ならびにその他の共同行動領域 (共通通商政策やCAPなど) を定めた条文と、いわゆる‘黙示の権限’を定めたEEC条約235条 (現EC条約308条) であった。前者の100条が共同市場の建設に関連した権限をECに与えるのに対し、後者は条約に規定はないがしかし条約の基本目的を達成するために必要な権限を、EU理事会 (Council) の全会一致によってECに付与する。しかしその基本目的とはもちろん、共同市場の建設であり、旧235条はそれをサポートすることを主たる目的としていた²²。初期段階でのEC環境立法は、こうして、共同市場レジームを支えるための副次的な位置づけを与えられているに過ぎなかったのである。

こうした共同市場レジームへのパラサイト・レジームという性格は、87年の単一欧州議定書がEEC条約130r, 130s, 130t条 (それぞれ現EC条約174, 175, 176条) において環境立法の法的根拠を創設した後も、あたかも制度慣性 (institutional inertia) が働いているかのように、いぜんとして残存していた。EEC条約100a条 (現EC条約95条) やその他の共同行動領域に法的根拠を求めた環境立法が行われていったのである²³。

その一因は立法手続きに見出せる。単一欧州議定書は、基本条約に共通環境行動の目的を明確に定め、汚染源除去、事前防止、環境統合、汚染者負担などの原則を打ち立て、その後の第二次環境立法の根拠となるEC環境基本法とでも呼ぶべき法規範を打ち立てた。しかしその環境立法の手続きには、いぜんとして全会一致を要求していた。これに対して、EEC条約100a条を代表とする共同市場関連条項を法的根拠とする場合、単一欧州議定書により新たに導入された特定多数決を利用することができたのである。この立法手続きには、欧州議会の関与も規定されていた。同議会は環境親和的な傾向が強く、提案権を持つ欧州委員会には、賛成を取り付けやすいという思惑も働いていたと考えられる²⁴。

²² ただし、この旧235条を根拠に共同市場の建設には明らかに直接関わりを持たない国際環境条約が、ECとして締結されていたという点は、注目に値する。本稿でこの点を詳論する紙幅はないが、旧235条が単一欧州議定書後のEC環境ディスコースの先行的な規範文脈を形成したことに、留意しておきたい。その概観として、拙稿‘Norm Evolution in EC Environmental Law’, *Constitutionalism Web Papers (ConWEB)*, No.1/2002, Ch.3.3を参照。

²³ たとえばEC条約95条 (域内市場のための法の調和) を法的根拠とした環境立法として、ディーゼル・エンジン排気ガス指令 (88/77/EEC)、二酸化チタン関連プログラム調和化手続き指令 (89/428/EEC)、非道路用車種内燃機排気ガス指令 (97/68/EC)、農林業用トラクター排気ガス修正指令 (2000/25/EC) などがあり、EC条約133条 (共通通商政策) を法的根拠とした環境立法として、チェルノブイリ原子力事故関連農産物輸入規則 (No.3925/87) があり、そしてEC条約80条2項 (運輸政策) を法的根拠とした環境立法として、危険・汚染物積載船舶指令 (93/75/EEC) がある。制度慣性の概念については、K. A. Armstrong and S. J. Bulmer, *ibid.*, p. 220を参照。

²⁴ たとえば、Case C-300/89 *Commission v. Council* [1991] ECR I-2867を参照。

確かに以上の事情を念頭におくべきではあるが、1985年IGCの成果の一つである‘EC環境基本法’的な条項の創設が、EC環境レジームの発展にとって大きな意味をもったことは言うまでもない。すでに第一次環境行動計画において言及されていた環境統治原則（汚染源除去、環境統合、汚染者負担など）が²⁵、いまや基本条約に取り込まれることになったのである。これは、政治ディスコースの領域で彫琢されていた原則が、今後は法ディスコースにおいても主題とされていくことを意味する。双方の領域でのディスコース間に相互作用が生じるチャンス、それがここに開かれたのである。

こうした大きな変化にもかかわらず、EC環境統治のあり方はその基本の設計に関する限り、1987年以前と以後とで質的な飛躍があったと言うことはできない。EC環境立法は指令(Directive)という法形態を取る場合が多いが、この指令中心の環境統治の特徴は以下の四点に整理できる。

- 1) 加盟国レベルでの施策に対するガイドラインの設定。たとえば、排出基準値 (limit values)、環境基準 (environmental quality standards)、優先保護生物種 (priority species)、特別保護地域 (special area of conservation) などの概念が、ガイドライン設定に利用される²⁶。ただしほぼ例外なく、加盟国が適用除外を許されるケースが特定されている。いわゆる柔軟性 (flexibility)²⁷の先駆けである。
- 2) 付属書方式 (Annex-Model) の採用。技術進歩に柔軟に対応し、かつ意思決定過程においてより厳しい基準の設定を徐々に採用していくことを狙っている²⁸。これはほぼ例外なく、EC環境指令で導入されている。
- 3) 加盟国による環境行動計画やモニタリングに関するレポート提出義務、および欧州委員会によるその仲介と組織化を通じた、環境情報や経験の共有²⁹。このレポート提出義務には、加盟国間の相互学習や欧州委員会による加盟国の施行状況のモニタリングという

²⁵ 上述第一次環境行動計画、OJ 1973 C112, p.6参照。

²⁶ たとえば、1980年二酸化硫黄指令 (80/799/EEC) と1996年IPPC 指令 (96/61/EC)、また1979年野鳥指令 (79/409/EEC) と1992年生物生息地指令 (92/43/EEC) をそれぞれ参照。

²⁷ その包括的な概説書として、F. Tuyschaever, *Differentiation in European Union Law* (Hart publishing, 1999)を、また専門論文集として、G. de Búrca and J. Scott (eds), *Constitutional Change in the EU: From Uniformity to Flexibility?* (Hart Publishing, 2000)を参照。

²⁸ これは、国際環境法におけるいわゆるフレーム・ワーク議定書モデル (Framework-Protocol-Model) に相応すると言える。条約により一般的な枠組みを提示し、詳細な実体的また手続き上の義務はその後の議定書により詰められるというものである。BrunnéeとToopeは、レジームの発展におけるこのモデルの意義を強調している。J. Brunnee and S. J. Toope, 'Environmental Security and Freshwater Resources: Ecosystem Regime Building', *American Journal of International Law*, Vol.91, 1997.

²⁹ たとえば、1980年二酸化硫黄指令 (80/799/EEC) 7~8条と1996年IPPC (96/61/EC) 指令16条1項をを比較せよ。双方に相違は見られない。

ねらいがある³⁰。

- 4) 加盟国間越境協議や、欧州委員会と加盟国による技術委員会を通じた、協調促進のための制度配置³¹。このような手続きの強制により、上記同様、加盟国間の相互学習や環境情報・行動の経験の共有が期待されている。

これら4点に関する限り、1987年の環境条項導入にもかかわらず、それ以前との間に変化を認めることはできない。

しかしながら以下検討していくように、単一欧州議定書以前と以後には、‘環境’に関する共通意味世界のあり方という点で大きな差異が存在しているのである。

社会構成主義に立脚したレジーム論は、政治ディスコースと法ディスコースが交差する環境立法過程を、環境という争点領域に関する集合的認識の形成過程として把握しようとする。本稿はそれを、集合的問題解決の対象を構成する鍵概念の設定、鍵概念により構成される世界における行為のコードとしての中核的規範の確立、そして政策手段あるいは戦略の選択に際してガイドとなる規制原則の提示、という三要素の体系としての統治フレーム発展過程として理解しようとする。こうしたアプローチに依拠することで、本稿は規範を内包した共通意味世界の発展を、EC環境立法を構成する個々の法テキスト——それ自身一つの(政治と法が交差する)ディスコースとしてみなされる——から見出そうとするのである。

上記三要素の中で、問題解決の対象を構成する鍵概念は、換言すれば共通意味世界に‘形象’を与えるものでもある。それは、環境法テキストの中に引き入れられることで法的に定義される。‘法的に定義される’ということは、当該概念が立法過程を通じて生じてきたディスコースの中で論じられ、かつ法としてのステータスを与えられることを意味する。それゆえ、何よりもその概念の内容が‘集合的’に形成されることを意味する。このような鍵概念により形象を与えられた‘世界’において‘問題’が明示され、その意味世界における行為のコードが中核的規範として確立され、集合的な問題解決のための戦略が規制原則として提示されるということ、これが、本稿の理解する統治フレームの形成である。

以上の理論的視座をもとに、とくに鍵概念の形成という点から検討していくと、87年以前

³⁰ ただし、Krämerはレポート提出義務不履行の蔓延を指摘している。L. Krämer, *Focus on European Environmental Law*, Second Edition (Sweet & Maxwell, 1997), p.16. これに対応して、質問表送付という方式を導入して、レポート提出義務をより効果的なものにしていくべく、環境関連指令施行に関するレポートの規格化・合理化に関する指令(91/692/EEC)が制定された。

³¹ たとえば、1976年海水浴場水質指令(76/160/EEC)と2000年統合水環境枠組み指令(2000/60/EC)を比較せよ。やはりここにも相違は見られない。

と以後のEC環境立法には質的な差異を見出せる。次節で検討するように、たとえば1992年生物生息地指令³²や2000年途上国熱帯雨林保護規則³³において、動物 (animals)、土地 (lands)、森林 (forest) といった概念は、もはやたんに市場で取引される経済財でもまた経済発展のための経済資源でもなく、公的機関がその保護を義務づけられた生物多様性のための貴重な要素である。1996年IPPC指令³⁴では、大気 (air)、水 (water)、土壌 (soil) の間の相互関連性の認識が、新規および既存の産業施設の各種排出物を総合的に制限するアプローチの前提とされている。さらに2000年統合水環境枠組み指令³⁵は、エコ・システム概念に依拠して、EU全加盟国内の全水域を一つの統一体と捉える。このようなホリスティックな志向性に沿った形で、2000年発展途上国支援における環境統合規則³⁶は、いまやEC環境統治フレームの中心的な規制原則である持続可能な発展の原則 (the principle of sustainable development) に、より詳細な法的定義を与えている。こうした方向での鍵概念群の形成からは、EC環境レジームの、エコ・システム・アプローチへの展開を見出すことができる。

3.2 共通意味世界の発展

ECの自然環境に関する共通意味世界の発展を特定する上で、汚染 (pollution) の概念は格好の例となる。上述の2000年統合水環境枠組み指令によると、

「人間活動の結果として直接あるいは間接的に諸物質あるいは熱が大気、水圏 (water) あるいは陸圏 (land) にもたらされ、それらが人間の健康あるいは水圏エコ・システム (aquatic ecosystems) の質または直接それに依存している陸圏エコ・システム (terrestrial ecosystems) の質に対して有害なものになりうる場合、あるいはそれらが物的資産 (material property) に損害を与え、あるいは快適な生活 (amenities) または環境の他の正当な利用を損ない妨げてしまう場合、それは汚染を意味する。」³⁷

このように、汚染の概念はエコ・システム概念に引き付けて規定される。汚染の概念をたんに「環境の質 (the quality of the environment)」³⁸という概念から定義していた1996年IPPC指

³² 92/43/EEC

³³ No 2494/2000.

³⁴ 96/61/EC.

³⁵ 2000/60/EC.

³⁶ No 2493/2000.

³⁷ 統合水環境枠組み指令 (2000/60/EC) 第2条33項。

³⁸ IPPC指令 (96/61/EC) 第2条2項。

令と比較すると、この統合水環境枠組み指令による汚染概念はより詳細で充実しており、より広範な範囲での汚染行為の特定を可能する。

このエコ・システム概念は、ECが締結した生物多様性条約によって詳細に規定されている。それによると、エコ・システムとは、

「植物、動物、微生物それぞれの集合体と、それらそれぞれの非生物環境 (non-living environment) との動態的な複合体であり、両者は一つの機能単位として相互に影響を及ぼしあう。」³⁹

このようなエコ・システムの保護を、ECならびに加盟国は義務づけられる。この概念の措定は、自然環境のホリスティックな把握にもつながる。2000年統合水環境枠組み指令による‘水世界’の捉え方はその一例である。そこでは、地表水 (surface water)、地下水 (groundwater)、入海 (inland water)、河川 (river)、湖 (lake)、推移帯水 (transitional water)、人口水域 (artificial water) などの間の相互関連性に依拠して⁴⁰、いわば単一EU水系とでも言い換えられる像が描き出された。こうした水世界の捉え方の焦点となるのが、「国際河川流域 (international river basin district)」⁴¹の概念である。同指令はこの概念に基づき、越境環境行動の促進を狙っている。EUにおける水環境は、もはや加盟国間で分断された水域の単なる総和ではない。単一のEU水系として、環境法ディスコースの主題とされているのである。

こうしたホリスティック・アプローチは、1996年IPPC指令の中で明確に示されていた。同指令において、大気 (air)、水 (water)、土壌 (soil) はもはや別々の異なった環境メディアではない。できうる限り広い範囲の産業活動の中で統一的に保護されるべき、一つの統一体を形作る。同指令はその産業活動の範囲を、エネルギー、金属生産・加工、鉱業、化学、廃棄物処理など、付属書 (Annex) の中で広範に特定した⁴²。個々の環境メディアごともまた業種ごとに規制を行うのではなく、自然環境全体に対する排出物の、産業活動全体としての抑制を統一的に実現しようとする同指令は、エコ・システムを全体として保護していこうとする発想に立脚している。こうして同指令は、汚染防止を主題とする法のディスコースの中の自然環境像を転換する契機となった。

自然環境のEUとしての全体性を環境法テキストに描き出そうとするこうした傾向は、ECの

³⁹ 生物多様性条約に関する理事会決定 (93/626/EEC) 第2条。

⁴⁰ 統合水環境枠組み指令 (2000/60/EC) 第2条。

⁴¹ 統合水環境枠組み指令 (2000/60/EC) 第3条3項。

⁴² IPPC指令 (96/61/EC) 付属書 I。

本格的な生物保護法たる生物生息地指令に先行して現れていた。同指令のもと、「特別保護地域に関する整合的欧州エコロジカル・ネットワーク (a coherent European ecological network of special areas of conservation)」の形成がNatura 2000計画の名のもと進められてきた⁴³。同指令において特別に保護されるべき生物生息地は、

「全体として自然的であるか擬似自然的 (semi-natural) であるかに関わらず、地理的、非生物的 (abiotic)・生物的 (biotic) 特長によって差異化される陸圏あるいは水圏 (terrestrial or aquatic areas)」⁴⁴

と定義された。同指令が描く自然環境は、国境によってゆがめられることなきEU全体としての自然環境であり、そのような全体が、環境統治のターゲットとされている。自然環境についてこのような形象が描かれることは、環境に関するEUとしての共通意味理解の変容を物語る。共同市場の外的制約に過ぎず、その建設をサポートする限りにおいて配慮されるべきであった自然環境は、いまやEU共同行動の主要な対象である。

このようなEU共同行動における‘環境の主流化’ (environmental mainstreaming) は、環境統治の主要な規制原則の一つである環境統合の原則 (the principle of environmental integration) の位置づけにも現れている。これは環境以外の他のすべての共同行動分野に環境への配慮を義務づけるのであり、もともと単一欧州議定書による‘EC環境基本法的’条項の創設にともなっていて導入されていたが、アムステルダム条約によりEC条約第6条に移され、独立のステータスを与えられるにいたった⁴⁵。

その積極的な具体化の一例として、2000年発展途上国支援における環境統合規則⁴⁶をあげられる。同規則は、持続可能な発展を実現するための対途上国財政支援を定めたもので、環境統合原則を具体的に実行する試みのひとつである。それは対途上国開発協力のための規則であるにもかかわらず、EC条約175条と179条の環境条項を法的根拠として立法された。同規則で中心テーマに据えられた持続可能な発展の概念は、アムステルダム条約によってEUの基

⁴³ 生物生息地指令 (92/43/EEC) 第3条1項。2001年には、EU総面積の13%が、特別保護地域に指定されている。これは、ドイツの面積に匹敵する。European Commission, *natura 2000*, Issue 14, April 2001, p.1参照。

⁴⁴ 生物生息地指令 (92/43/EEC)。

⁴⁵ 1998年のカーディフ欧州理事会以降、環境保護への配慮を他のすべての共通政策に組み込むことを狙ったいわゆるカーディフ・プロセスがはじまる。これは半期に一度定期的に開催される欧州理事会 (European Council: 欧州サミットとも呼ばれる) を軸に進められ、そこに集う加盟国首脳は、農業、運輸、エネルギー、開発、域内市場、産業、漁業、経済財政といった政策領域に則して招集されるEU理事会 (Council) ごとに、統合環境政策実現のための行動計画提出を要請していった。Ten Years after Rio: Preparing for the World Summit on Sustainable Development in 2002, COM(2001) 53 final参照。

⁴⁶ No 2493/2000.同規則は、2000年から2006年までの期間に9300万ユーロの対途上国支援を定めている。

本目的のひとつとして掲げられ⁴⁷、EC条約6条により環境への配慮をEC共同行動の全領域に組み込む目的として示された。同規則は、その持続可能な発展の概念に法の定義を与えている。それによると、

「持続可能な発展とは、自然の資産（natural assets）や生物の多様性を現世代および将来世代の便益のために維持することによって、エコ・システムの許容範囲内で当該住民の生活水準や厚生（welfare）を改善すること、これである。」⁴⁸

この定義では、経済成長と環境保護との二分法が払拭されている。「当該住民の生活水準や厚生」という文言に、経済中心主義的なニュアンスを読み取ることはできないだろう。同規則は、持続可能な発展と環境統合の原則の遵守を財政支援の根拠とした。これは、持続可能性の概念をたんなる政治レトリックの域を越えて彫琢しようとする、ひとつの事例である。

以上概観してきたEC環境立法テキストにおける共通意味世界の像からは、共同市場の建設を第一次的に志向したレジームからエコ・システムを第一次的に志向したレジームへの転換を読み取れる。汚染、国際河川流域、生物多様性、生物生息地、持続可能な発展といった環境意味世界を構成する基本概念の法的定義の集積は、エコ・システムの概念に依拠した規範構造を構築しつつある。

この発展傾向は、Brunnée とToopeが構想する国際エコ・システム法の概念に近い。国際エコ・システム法は、環境セキュリティの意味内容を、資源配分に関わる国家間紛争の防止からエコ・システムの十全性の保全へと転換するよう求める。主権に関わる利益に影響が出るケースだけを想定した法ではなく、またある何らかの国家実行が環境悪化をもたらすかどうかだけを問題とする法でもない。それは国家実行そのものを、エコ・システム保全の観点から精査しようと意図した法の構想である⁴⁹。

周知のようにEC環境立法には、確かに加盟国レベルでの「施行不足 (implementation deficit)」⁵⁰や地域開発基金のプロジェクトにおける環境と開発の不十分な整合性⁵¹など、いまだに多くの問題点がある。しかし、エコ・システムの十全性の保全という中核的規範を内包した環境共通意味世界が構築されつつあるという点、ここに、EC環境立法の大きな可能性を見出すことが

47 EU条約前文。

48 2000年発展途上国支援における環境統合規則（No 2493/2000）第2条。この定義はまた、発展途上国における熱帯雨林の持続可能な管理に関する規則（No 2494/2000）においても踏襲されている。

49 Brunnée and Toope, *ibid.*, pp.27-8.

50 Krämer, *ibid.*, pp.7-19.

51 Scott, *ibid.*

できるように思われる。

おわりに

環境という争点領域における法ディスコースには、限界がある。たとえば、EC環境指令に見られるlimit valueやgood water statusなど、ある有害物質の排出基準や最低限の水質基準値が法により定められると、容易に次のような認識がもたらされる。「われわれはその基準値を満たすまでは排出を許される。」それゆえ、法のディスコースは法をめぐる政治のディスコースによる理想志向的で野心的な規範構造構築の営為に補完されねばならない。後者の中では、法的に義務づけられた基準以上の誓約が容易になる。たとえば、たとえ法的に義務づけられているのが基準Xであったとしても、さらにX以上の基準達成を目指していこうという勧奨的宣言を積み重ねていくことが可能である。しかしながら、政治ディスコースにも限界がある。それは法的義務の特定を免れることができ、その誓約の不履行が司法の場で裁かれることもない。政治ディスコースの交換の中で、政策決定者たちはたんにその場しのぎの正当性を獲得するべく、政治レトリックを弄することができる。したがって、新規の政治ディスコースを制約する既存の規範構造が問題になるが、それは先行する法ディスコースの集積を通じて強化されていく。かくして、法ディスコースと政治ディスコースの双方が交差するEC環境立法は、重要な研究素材となる。両ディスコースを媒介する形で編まれるEC環境立法テキストは、双方の相互作用の場となり、双方をともに制約し方向づけていく共通意味世界形成の主要な源泉になりうるのである。

本稿は、まず最初に社会構成主義の存在論的観点に立脚したレジーム論を提示した。それは、ディスコースの集積を通じた統治フレームの形成という構図から、レジームの発展を共通意味世界の充実として理解するというものであった。こうした枠組みのもと、法はさらなるディスコースを誘発するとともに、個々の法テキストそれ自体も一つのディスコースとして捉えられた。本稿は次にこのディスコースの概念を、法的義務の特定と政策目標の定立とのどちらが第一次的に志向されるかという観点から、法ディスコースと政治ディスコースとに差異化し、EC環境立法を両者が交差する媒介的なディスコースとして特徴づけた。そして最後に、以上の概念枠組みをもとにEC環境立法の展開を概観し、エコ・システムを志向する統治フレームに依拠したレジームの形成という傾向を見出した。

言うまでもなく本稿による概観はいまだ不十分なものであり、それはあくまで、EC環境レジームの発展に関する、社会構成主義に立脚した研究の例示に過ぎない。今後こうした研究方向を深めていくためには、EC環境立法テキストのより広範で立ち入った吟味が必要になるのみならず、それらディスコースとしての法が誘発する政治ディスコースの展開についても、詳細に跡づけていかねばならない。また、法の形態をとるディスコース固有の論理がどのような形で政治のディスコースに進入する権力に規定されるのか、あるいはそれを跳ね返すことができるのか、そうして法という形態をとるディスコースによってある争点領域の共通意味世界が言語化される際に、法のディスコースとしての特質それ自体によって、いかなる権力的‘ゆがみ’が生起してくるか、といった問いに関する理論的考察も、さらに討究されねばならない。換言すれば、法ディスコースの純論理性と政治ディスコースの権力性の相互関連への問いであり、かつ法ディスコースの純論理性それ自体に内在する固有の権力性への問いでもある。

したがって本稿はいまだ緒についたばかりの研究ではあるが、法的なるものと政治的なるものとの相関を理論的かつ経験的に主題化しようという点で潜在的な意義をもつということ、このことは強調しておきたい。